	三百五十を超え六百以下	五以下	径が十ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが百ミリメートル以上であるJ形の埋込アンカー	四本以上	九・〇

この表において、上層階とは、地階を除く階数が二以上六以下の建築物にあっては最上階、地階を除く階数が七以上九以下の建築物にあっては最上階及びその直下階、地階を除く階数が十以上十二以下の建築物にあっては最上階から数えた階数が三以内の階、地階を除く階数が十三以上の建築物にあっては最上階から数えた階数が四以内の階をいい、中間階とは、地階、一階及び上層階を除く階をいうものとする。次号から第四号までの表において同じ。

二　次の表の給湯設備を設ける場所の欄及び質量の欄の区分に応じ、給湯設備の上部を、同表の上部の緊結方法の欄に掲げる方法により建築物の部分等に緊結し、かつ、質量が十五キログラムを超え六十キログラム以下である給湯設備にあっては、自立する構造とし、質量が六十キログラムを超え六百キログラム以下である給湯設備にあっては、その底部又は支持構造部の底部を、同表のアンカーボルト等（アンカーボルト、木ねじその他これらに類するものをいう。以下同じ。）の種類の欄及びアンカーボルト等の本数の欄に掲げるアンカーボルト等を釣合い良く配置して、建築物の部分等に緊結すること。ただし、質量が六十キログラムを超え六百キログラム以下である給湯設備にあっては、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を緊結するアンカーボルト等の一本当たりのせん断耐力が、同表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄、上部の緊結方法の欄及びアンカーボルト等の本数の欄の区分に応じ、同表のせん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、当該せん断耐力を有するアンカーボルト等とすることができる。

給湯設備を設ける場所	質量（単位キログラム）	上部の緊結方法	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の本数	せん断耐力（単位キロニュートン）
地階及び一階並びに敷地の部分	十五を超え六十以下	径が五ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが二十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー一本以上による緊結	—	—	〇・三
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十五ミリメートル以上である木ねじ一本以上による緊結			
		引張耐力の合計が〇・三キロニュートン以上のアンカーボルト等による緊結			
	六十を超え三百五十以下	径が五ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが二十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー一本以上による緊結			
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十二ミリメートル以上である木ねじ四本以上による緊結			
		径が五ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが二十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー一本以上による緊結			
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十二ミリメートル以上である木ねじ四本以上による緊結			
		引張耐力の合計が〇・三キロニュートン以上のアンカーボルト等による緊結			
	三百五十を超え六百以下	径が五ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが二十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー一本以上による緊結	—	—	〇・三
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十二ミリメートル以上である木ねじ四本以上による緊結			
		径が八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十五ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー一本以上による緊結			
		径が五・五ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが二十五ミリメートル以上である木ねじ四本以上による緊結			
		引張耐力の合計が〇・四キロニュートン以上のアンカーボルト等による緊結			

	三百五十を超え六百以下	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー二本以上による緊結	—	三本以上	〇・五
		径が五・五ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが四十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー			
		引張耐力の合計が一・四キロニュートン以上のアンカーボルト等による緊結			
	十五を超え六十以下	径が五ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが二十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー一本以上による緊結	—	三本以上	〇・七
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十五ミリメートル以上である木ねじ二本以上による緊結			
		引張耐力の合計が〇・六キロニュートン以上のアンカーボルト等による緊結			
中間階、上層階及び屋上	六十を超え三百五十以下	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー一本以上による緊結	—	三本以上	一・二
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが二十五ミリメートル以上である木ねじ四本以上による緊結			
		引張耐力の合計が一・〇キロニュートン以上のアンカーボルト等による緊結			
	三百五十を超え六百以下	径が八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十五ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー二本以上による緊結	径が十ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが四十ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー		
		径が五・五ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが二十五ミリメートル以上である木ねじ六本以上による緊結			
		引張耐力の合計が二・〇キロニュートン以上のアンカーボルト等による緊結			